



標章及びマスコット等の使用の手引

(平成29年3月版)



いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

はじめに

この「使用の手引」は、2019年に茨城県で開催される「いきいき茨城ゆめ国体」(第74回国民体育大会)及び「いきいき茨城ゆめ大会」(第19回全国障害者スポーツ大会)における標章及びマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

標章及びマスコット等を使用する場合は、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請が必要です。

デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広くご活用ください。

目次

注意事項

使用の手続き	1
使用までの流れ	2
公共目的使用	3
商業目的使用	4
デザイン使用のルール	5
Q & A	6

注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、または使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ① スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他会長が不相当と認めたとき。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ国体実行委員会

所在地：〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県国体・障害者スポーツ大会局総務企画課

TEL：029-301-5402

FAX：029-301-5399

ホームページ：<http://www.ibarakikokutai2019.jp/>

E-mail：ibarakikokutai2019@pref.ibaraki.lg.jp

使用の手続き

使用目的、使用する標章及びマスコット等により、申請手続きは異なります。

■公共目的使用

いきいき茨城ゆめ国体の広報啓発などの目的で使用する場合。

■商業目的使用

商品、景品、広報宣伝等の目的で使用するとき。

■使用できる標章等と申請先

		申請先	
		公共目的使用	商業目的使用
国体マーク		いきいき茨城ゆめ国体・ いきいき茨城ゆめ大会 実行委員会	公益財団法人 日本体育協会 ※
競技別シルエット (全42種類)	陸上競技 		
国体をあらわす文字	<ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・国体 ・NATIONAL SPORTS FESTIVAL 		
いきいき茨城ゆめ国体 ロゴデザイン			
いきいき茨城ゆめ大会 ロゴデザイン			
スローガン	翔べ 羽ばたけ そして未来へ		
マスコット	(例) 		
全国障害者スポーツ大会 シンボルマーク		手続き不要	

※公益財団法人日本体育協会の連絡先

公益財団法人日本体育協会 総務部 広報・キャンペーン課

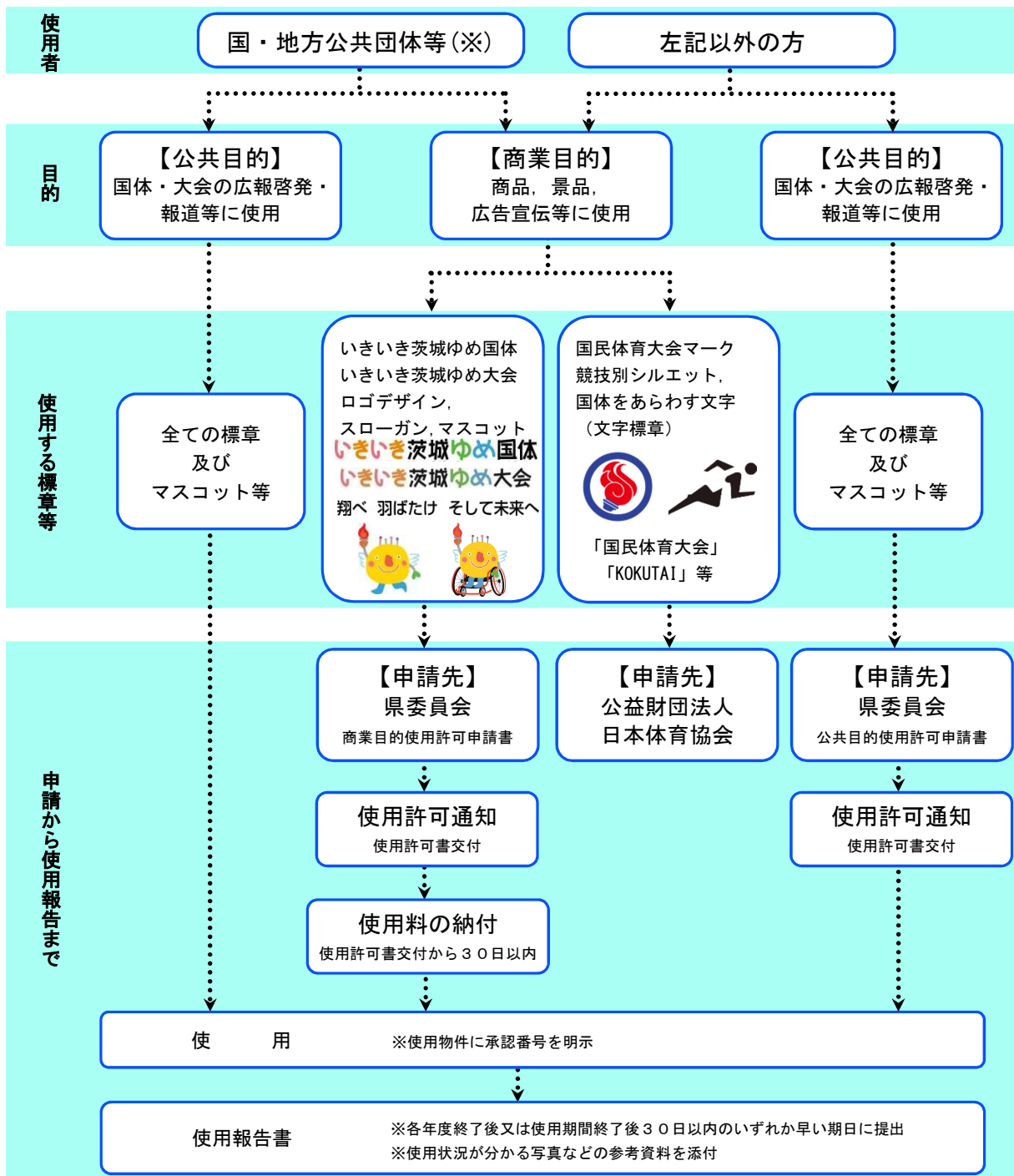
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

TEL: 03-3481-2273 FAX: 03-3481-2284

E-MAIL: campaign@japan-sports.or.jp

URL: http://www.japan-sports.or.jp/

使用までの流れ



※国・地方公共団体等とは、以下のものをいいます。

- ① 市町村の第74回国民体育大会実行委員会または第19回全国障害者スポーツ大会の実行委員会
- ② 国、地方公共団体、公益財団法人茨城県体育協会、茨城県内各市町村体育協会及び茨城県内各競技団体
- ③ 第74回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体
- ④ 第19回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体
- ⑤ 県委員会の構成団体である障害者福祉団体および競技団体
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
- ⑦ 保育所又は学校教育法に掲げる学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校等)
- ⑧ 報道機関
- ⑨ その他会長が特に認めたとき。

公共目的使用

■主な使用例

- ◆国，市町村など
 - ◎広報誌に掲載したい
 - ◎国体のPR看板，のぼり旗をつくりたい
 - ◎啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）
- ◆体育協会，競技団体など
 - ◎スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
 - ◎チームのTシャツをつくりたい
- ◆学校など
 - ◎校内行事のプログラムに掲載したい
 - ◎運動会の旗にマスコットを入れたい
- ◆民間企業
 - ◎社内報に掲載したい（外部へ配布せず，企業の販売促進につながらないもの）

■使用許可申請について

標章及びマスコット等を公共目的で使用される場合は，あらかじめ，「公共目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上，県委員会へ提出してください。

なお，次に該当する場合は申請の必要はありません。

- ① 市町村の第74回国民体育大会準備（実行）委員会が使用するとき。
- ② 国，地方公共団体，公益財団法人茨城県体育協会，茨城県内各市町村体育協会及び茨城県内各競技団体が使用するとき。
- ③ 第74回国民体育大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- ④ 第19回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- ⑤ 県委員会の構成団体である障害福祉団体および競技団体が使用するとき。
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
- ⑦ 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- ⑧ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- ⑨ その他会長が特に認めたとき。

■使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は，使用報告書を各年度終了後又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

商業目的使用

■主な使用例

- ◎お菓子や飲料などの商品パッケージに印刷したい。
- ◎マスコットを使用したTシャツをつくって販売したい。
- ◎商品販売促進のための景品に使用したい。

■使用許可申請について

標章及びマスコット等を商業目的で使用される場合は、あらかじめ、「商業目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上、県委員会へ提出してください。

■使用料について

- 1 販売を目的とするもの(商品)・・・小売価格(消費税等賦課前)×3%×製造個数
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品, 有償貸出等・・・・・・・・・・製造価格×3%×製造個数
 - (2) 広告宣伝・・・・・・・・・・使用する媒体の広告料×3%
※ただし, 自社媒体での展開や自社で配布する等, 媒体費用が発生しない場合は, 協議により決定
- 3 その他, 営利を目的とするもの・・協議により決定

■使用料の免除について

次に該当する場合は使用料を免除することができます。使用許可申請の際に、「使用料免除申請書」を県委員会へ提出してください。

- ① 市町村の第74回国民体育大会準備(実行)委員会が使用するとき。
- ② 国, 地方公共団体, 公益財団法人茨城県体育協会, 茨城県内各市町村体育協会及び茨城県内各競技団体が使用するとき。
- ③ 第74回国民体育大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- ④ 県委員会の構成団体である障害福祉団体及び競技団体が使用するとき。
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等
- ⑥ 保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が使用するとき。
- ⑦ その他会長が特別な事情により必要があると認めたとき。

■使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

※様式は公共目的使用の場合と同じです。

デザイン使用のルール

マスコットデザイン等については、いきいき茨城ゆめ国体のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。

誤った使い方をすると本来の制作意図から外れ、イメージの混乱を招くおそれがありますので、次の点に注意して使用してください。

■書体・字間を変えない

~~いきいき茨城ゆめ国体~~

~~いきいき 茨城 ゆめ 国体~~

■書体を分断しない

~~いきいき茨城  ゆめ国体~~

~~いきいき茨城
ゆめ国体~~

■縦横の比率やバランスを変えない

~~ 国体~~
~~いきいき茨城ゆめ国体~~

~~ ~~

■書き加えない、ほかのものを重ねない、取り除かない、反転させない



■色を変えない

~~~~
~~いきいき茨城ゆめ国体~~



※見づらい背景の場合、縁は白のみ可

■いばラッキー単体での使用の際は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコットであることが分かるような表記をお願いします。

表記例



いきいき茨城ゆめ国体
マスコット いばラッキー

■誤った組み合わせをしない



いきいき茨城ゆめ国体
翔べ 羽ばたけ そして未来へ

Q & A

Q 1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットデザイン等を使用できますか？

A 1 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母会等で応援Tシャツをつくる場合にも同様の手続が必要となります。

Q 2 スポーツ活動に直接関係のない媒体で、マスコットデザイン等を使用できますか？

A 2 使用者が国体の機運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q 3 申請はメールでできますか？

A 3 手続等の事前相談はメールでも可能ですが、正式な申請はメールではできません。申請書に必要事項を記入，捺印の上，郵送又は持参してください。

Q 4 商品カタログや会社案内にマスコットデザイン等を使用してもよいですか？

A 4 社外向け（顧客，取引先等）への配布を目的として製作される印刷物に使用する場合は，商業目的使用に該当するため，商業目的使用許可申請書の提出と，使用料「製作費用×3%」を納付していただくことにより使用が可能となります。

Q 5 営業用のチラシ，サンプル品等にマスコットデザイン等を使用してもよいですか？

A 5 商業目的使用に該当しますが，チラシやサンプル品等の製作だけであれば，使用料の免除を行います。商業目的使用許可申請書と使用料免除申請書を提出いただくことにより使用が可能です。

Q 6 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A 6 申請時点での見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用変更許可申請書を提出していただくこととなります。